

平成20年度決算に基づく健全化判断比率等の概要

財政の健全化を判断する「健全化判断比率」と「資金不足比率」

坂井市では、財政の健全化を判断する健全化判断比率と公営企業会計の資金不足比率を公表します。

これは、全国の都道府県や市町村の財政状況を判断し、適正に運営することを目的に平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(財政健全化法)により、各地方公共団体は、平成19年度決算から毎年度、4つの健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)および公営企業を営する地方公共団体は、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することが義務付けされたことによるものです。

財政の早期健全化

健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、実質赤字比率は実質赤字を解消すること、他の3つの指標は早期健全化基準未満とすることを目標に財政健全化計画を定め、公表するとともに、総務大臣・県知事に報告しなければなりません。

財政の再生

健全化判断比率のうち将来負担比率を除いた3つの指標のいずれかが財政再生基準以上の場合には、実質赤字比率は実質赤字を解消すること、他の3つの指標は早期健全化基準未満とすること等を目標に財政再生計画を定め、公表するとともに、総務大臣に報告しなければなりません。

財政再生計画は、総務大臣に協議し、その同意を求めることができ、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、原則として地方債の発行ができず、同意を得た場合には、再生振替特例債を起すことができます。

「健全化判断比率」はいずれも基準内

平成20年度決算により算定した坂井市の健全化判断比率は、次のとおりです。いずれの比率も、早期健全化基準を超えていません。

| 指標 | 坂井市の比率 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 | 起債許可基準(参考) |
|----------|--------|------------|----------|------------|
| 実質赤字比率 | - % 1 | 12.40%以上 3 | 20.00%以上 | 4.8%以上 |
| 連結実質赤字比率 | - % 2 | 17.40%以上 3 | 40.00%以上 | |
| 実質公債費比率 | 17.3% | 25.0%以上 | 35.0%以上 | 18.0%以上 |
| 将来負担比率 | 145.8% | 350.0%以上 | | |

- 1...一般会計等で赤字が生じていないため、指標はありません。
- 2...坂井市の会計全体で赤字が生じていないため、指標はありません。
- 3...標準財政規模に応じて基準値に変動があります。

公営企業の経営健全化

資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、資金不足を経営健全化基準未満とすることを目標に経営健全化計画を定めなければなりません。

公営企業の「資金不足比率」も基準内

平成20年度決算により算定した坂井市公営企業の資金不足比率は、次のとおりです。いずれの会計の比率も、経営健全化基準を超えていません。

| 公営企業会計 | 資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|------------|--------|---------|
| 水道事業会計 | - % | 20.0% |
| 公共下水道事業会計 | - % | |
| 農業集落排水事業会計 | - % | |
| 病院事業会計 | - % | |

...いずれの会計も資金不足が生じていないため、指標はありません。

《資料》

健全化判断比率と会計区分の対応表 (H20年度)

| 会計区分 | 会計内容 | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 | 資金不足比率 | 公営企業会計ことに算定 |
|---------|---|--------|----------|---------|--------|--------|-------------|
| | | | | | | | |
| 坂井市 | 一般会計 | | | | | | |
| | 国民健康保険特別会計 老人保健特別会計 後期高齢者医療特別会計 | | | | | | |
| 坂井市 | 公営企業会計 | | | | | | |
| | 水道事業会計 公共下水道事業会計 農業集落排水事業会計 病院事業会計 | | | | | | |
| 一部事務組合 | 武生・三国モーターボート競走施行組合 | | | | | | |
| | 坂井地区環境衛生組合 五領川公共下水道事務組合 福井県自治会館組合 坂井地区介護保険広域連合 福井県後期高齢者医療広域連合 | | | | | | |
| 第三セクター等 | 地方三公社 | | | | | | |
| | 坂井市土地開発公社 | | | | | | |

《財政健全化判断比率等用語の解説》

健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

一般会計等の赤字の深刻度を表す指標。

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率をいう。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

一般会計等：一般会計および特別会計のうち、法適用公営企業に係る特別会計、法非適用公営企業に係る特別会計および公営企業会計以外の公営事業に係る特別会計を除いた会計（坂井市の場合は、平成20年度から一般会計のみ）

一般会計等の実質赤字額：一般会計等における実質赤字額

実質赤字額：繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

標準財政規模：地方公共団体が通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源の総量

$$\begin{aligned} \text{標準財政規模} = & (\text{基準財政収入額} - \text{市町民税所得割における税源移譲相当額の} \\ & 25\% - \text{各種譲与税} - \text{交通安全対策特別交付金} - \text{児童手当特} \\ & \text{例交付金} - \text{地方道路譲与税減収補てん臨時交付金}) \times 100 \\ & \div 75 + \text{各種譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} + \text{児童手当特} \\ & \text{例交付金} + \text{地方道路譲与税減収補てん臨時交付金} + \text{普通交付} \\ & \text{税} + \text{臨時財政対策債発行可能額} (\text{地方財政法施行令第12条} \\ & \text{第2項の規定による特例措置}) \end{aligned}$$

臨時財政対策債

地方公共団体の一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債で、地方交付税制度を通じて標準的に保障されるべき地方一般財源の規模を示す基準財政需要額を基本に発行可能額が算定される。発行の有無に関わらず発行可能額の100%が交付税措置される。

(2) 連結実質赤字比率

地方公共団体全体としての赤字の深刻度を表す指標。

全会計を対象とした実質赤字（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率をいう。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 連結実質赤字額：イとロの合計額が、ハとニの合計額を超える場合の当該超える額
- イ：一般会計および公営企業以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ：公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ハ：一般会計および公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ニ：公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(3) 実質公債費比率

実質的な公債費（地方債の元利償還金）が財政に及ぼす負担を表す指標。

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）に充当されたものの占める割合の前3年度の平均値。地方債協議制度の下で、18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となる。さらに、25%以上の団体は地域活性化事業等の単独事業に係る地方債が制限され、35%以上の団体は、これらに加えて一部の一般公共事業債についても制限されることとなる。

| | |
|---|-------------------------------------|
| <p style="text-align: center;"> 実質公債費比率 （3カ年平均） </p> | $= \frac{(A + B) - (C + D)}{E - D}$ |
|---|-------------------------------------|

- A：地方債の元利償還金（公営企業分、繰上償還等を除く）
- B：地方債の元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」）
- C：元利償還金または準元利償還金に充てられる特定財源
- D：地方債に係る元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入公債費の額」）および準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入準公債費の額」）
- E：標準財政規模（「標準的な規模の収入の額」、臨時財政対策債発行可能額を含む）

実質公債費比率の算定において除かれる元利償還金（上記 A 関連）

繰上償還を行ったもの

借換債を財源として償還を行ったもの

満期一括償還方式の地方債の元金償還金

利子支払金のうち減債基金の運用利子等を財源とするもの

「準元利償還金」（上記 B 関連）

満期一括償還方式の地方債の 1 年当たり元金償還金相当額

公営企業債の元利償還金に対する一般会計からの繰出金

一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金・補助金

債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの（PFI 事業に係る委託料、国営事業負担金、利子補給など）

一時借入金の利子

元利償還金または準元利償還金に充てられる特定財源（上記 C 関連）

都市計画税は受益者負担金的性格が強く普遍的なものとして普通交付税算定上単位費用から特定財源として控除されていることから、実質公債費比率の算定上も特定財源として新規に控除することになった。

起債制限比率との相違点

実質的な公債費を算定対象に追加

・ 公営企業債の元利償還金への一般会計からの繰出しを算入

・ PFI や地方公共団体の組合の公債費への負担金等の公債費類似経費を原則算入

満期一括償還方式の地方債に係るルールの一

・ 減債基金積立額を統一ルールで実質公債費比率に算入

・ 減債基金積立不足額がある場合は、実質公債費比率に反映

（４）将来負担比率

将来負担する可能性のある負債等の残高の程度を表す指標。

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率をいう。

$$\text{将来負担比率} = \frac{A - (B + C + D)}{E - F}$$

A：将来負担額（イからチまでの合計）

イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第 5 条各号の経費に係るもの）

- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債額、その他の者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- B：充当可能基金額
イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金
- C：特定財源見込額
- D：地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額
- E：標準財政規模
- F：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

資金不足比率

公営企業の資金不足を料金収入の規模と比較して経営状況の深刻度を表す指標。公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率をいう。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額

- ・ 法適用企業：(流動負債 + 赤字地方債現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額
- ・ 法非適用企業：(繰上充用額 + 支払繰延・事業繰越額 + 赤字地方債現在高) - 解消可能資金不足額

解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

事業の規模

- ・ 法適用企業：営業収益の額 - 受託工事収益の額
- ・ 法非適用企業：営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額